平成２３年（フ）第８６７号
札幌市厚別区青葉町13丁目25番10―110号、申立時の住所札幌市清田区清田１条４丁目５番48―405号
債務者　米津　誠也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１２号
札幌市西区二十四軒３条６丁目５番18号　アサヒマンションＡ―105号
債務者　榎本　まや（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５９号
北海道北広島市輝美町７番地１―Ａ15―104
債務者　八木　寿子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１９号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目５番３―101号
債務者　西　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５８号
北海道石狩郡当別町太美南818番地78
債務者　渡邊　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８７号
札幌市手稲区前田８条８丁目６番１号
債務者　上田　常子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８８号
札幌市白石区北郷６条４丁目５番30―105号
債務者　上田　要一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１４号
札幌市東区北36条東４丁目１番21号　エステート36―302号
債務者　山内　　亨
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３０号
札幌市西区西野10条８丁目10番16号
債務者　今井　正義
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４９号
札幌市厚別区厚別南６丁目１番６号　クレストールⅠ―201号室、住民票上の住所札幌市厚別区厚別東４条２丁目３番１―203号
債務者　山田　美帆
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６５号
札幌市東区東苗穂５条３丁目５番20号　アルコン53Ａ101号
債務者　横山　義徳
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０１号
札幌市豊平区豊平１条４丁目１番１号　ホワィティ豊平103号
債務者　冨樫　道恵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２２号
札幌市東区北26条東17丁目２番10―303号
債務者　村山　貴大
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２９号
札幌市手稲区曙２条１丁目１番５―302号
債務者　岳　　政美津
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３２号
札幌市北区北28条西４丁目２番26号　ヴィラカナール２Ａ号
債務者　松島　昭夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４４号
札幌市中央区南12条西14丁目２番５―101号
債務者　澤田　安里（旧姓野田・中村・緒方）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５４号
札幌市東区北31条東10丁目２番33号　司マンション３号
債務者　村山　政弘
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部